管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和2年12月28日

佐賀県人事委員会委員長 中 野 哲 太 郎

佐賀県人事委員会規則第28号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年佐賀県人事委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前					改正後			
別表(第1条、第2条関係)				別	別表(第1条、第2条関係)			
	機関		職員		機関		職員	
	略				略			
	現地機関	略			現地機関	略		
		消防学校	略			消防学校	略	
						防災航空センタ	<u>所長</u>	
						<u>–</u>		
		自治修習所	略			自治修習所	略	
		略				略		
	備考略				備考略			

附則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。